

○浜中町空き家バンク実施要綱

令和4年9月30日

訓令第67号の2

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家等の有効活用を通して、定住促進及び地域活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(令7 訓令43・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住又は事業経営等を目的として建築し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）町内にある専用住宅、併用住住宅、店舗又は事務所（以下、「住宅等」という。）をいう。

(2) 空き地 現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）町内にある土地のうち、住宅等の建築が可能な土地をいう。

(3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する空き家又は空き地（以下、「物件」という。）は除く。

ア 売買又は賃貸借することが適さない物件

イ 主として不動産業を営む者が所有する物件

ウ 法令等により利用に制限が課されている土地

(4) 所有者等 物件に係る所有権、賃借権又は売却を行うことができる権利を有する者又はそれらの権利の行使を委任されている者をいう。

(5) 空き家バンク 物件の情報を登録し、広く一般に情報を公開する制度をいう。

(令7 訓令43・一部改正)

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録)

第4条 空き家バンクに物件情報の登録を希望する所有者等は、浜中町空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の内容を確認し適切であると認めるときは、空き家バンクに当該情報

を登録する。

- 3 町長は、前項の規定による登録をしていない物件で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(令7訓令43・一部改正)

(登録事項の変更)

- 第5条 所有者等は、前条第2項の規定による登録内容に変更があったときは、遅滞なく、浜中町空き家情報登録事項変更届出書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(令7訓令43・一部改正)

(登録の抹消)

- 第6条 所有者等は次の各号のいずれかに該当するときは浜中町空き家バンク登録抹消届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(1) 所有者等が登録されている情報の抹消を希望するとき。

(2) その他町長が適当でないと認めたとき。

- 2 町長は前項に規定するもののほか、登録から2年を経過したときは、空き家バンクから登録情報を抹消する。ただし、登録の継続を希望する場合はその限りではない。

(令7訓令43・全改、令8訓令2・一部改正)

(物件利用の届出)

- 第7条 定住又は地域活性化を目的として空き家バンクに登録されている物件の利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、物件利用希望届出書（別記様式第4号）に本人確認書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、届出を受理するものとする。

- 3 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出を受理しないものとする。

(1) 宅地建物取引業者

(2) 物件の転売及び転貸を目的とする者であるとき。

(3) 再生可能エネルギーを利用した、発電設備等の設置を主たる目的とする者であるとき。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に

定める店舗及び事務所として利用しようとする者であるとき。

- (5) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。
- (7) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体であるとき。
- (8) その他町長が不適當と認めたとき。

(令 7 訓令43・旧第8条繰上・一部改正、令 8 訓令 2・一部改正)

(所有者等と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は、前条第2項の規定により届出を受理した場合において、利用を希望する物件の所有者等へその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた所有者等は、交渉の可否について、遅滞なく町長に回答しなければならない。
- 3 町長は、前項における回答内容について、遅滞なく当該利用希望者に通知しなければならない。
- 4 前項において通知を受けた利用希望者及び所有者等は、自らの責任において交渉を行うものとする。
- 5 前項における交渉において発生したトラブルは、当事者間で解決するものとする。

(令 7 訓令43・旧第14条繰上・一部改正)

(契約)

第9条 町長は、所有者等と利用希望者間で行う、物件に関する売買又は賃貸の媒介をする行為には、関与しないものとする。

- 2 前条第4項において物件に関する売買契約又は賃貸契約が成立した場合、利用希望者は成約報告書（別記様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。
- 3 前項において利用希望者より成約報告書の提出があった場合、町長は速やかに空き家バンクから当該物件に係る登録情報を抹消するものとする。

(令 7 訓令43・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令 7 訓令43・旧第15条繰上)

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日訓令第43号）

この訓令は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月28日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。